

## 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する 実証研究事業事務処理要領（学校用）（例）

※本事務処理要領（例）は、標準的なものを示しています。都道府県が定める要項に基づき実施する場合には、その手続に従っていただいで結構です。

「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」において、都道府県から経済的支援を受ける生徒（以下「協力者」という。）が在籍する専門学校及び高等専修学校（以下、専門学校等）における事務に関して、基本的に必要となる事務処理、並びに専門学校等における留意点をまとめたので、参考にしてください。

### 1. 専門学校等による授業料減免の実施【専門学校等→生徒】

専門学校等に在籍する生徒が都道府県から支援金を受給するためには、文部科学省（又は都道府県）が定める経済的要件に該当し、かつ生徒が在籍する専門学校等（又は専門学校等の設置者）から経済的理由により修学が困難であることを理由に授業料減免を受けていることが必要となります。

このため、専門学校等においては、原則として経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により授業料減免を受ける生徒を決定することが必要です（協力者となる者は、当該規程に基づき協力者が授業料減免を受けていることが必要であり、支援金の申請の要件となります。）。また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免について、規程を定めていなくとも、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していることを要件とします。

また、専門学校等が実施する授業料減免については、経済的理由により修学困難である生徒への支援であることが、その減免の目的となっている必要がありますが、授業料減免の対象となる生徒数（や専門学校等の予算額）に限りがあり、経済的理由により修学困難であるすべての生徒に対して授業料減免を実施できないなどの理由により、修学困難な生徒のうち数人を選定して授業料の減免を行う場合には、学業成績や出席状況などの要件を総合的に判断して授業料減免の対象者を決定することが考えられます。このような場合でも、当該授業料減免が、経済的理由により修学困難な生徒への経済的支援を目的としていることが判断できれば、支援金の受給要件である「経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校または高等専修学校から授業料減免を受けていること。」を満たしていることになります。

なお、学業成績優秀者などの基準を用いた育英の観点から実施する授業料減免制度を運用している専門学校等において、この基準により選考された授業料減免対象者が、結果的に経済的理由により修学困難であった場合などは、経済的理由により

修学困難な生徒を対象とした授業料減免に関する規程により授業料減免を受けたことにはならないため、本委託事業における支援金支給の対象者にならないので注意してください。

(留意事項)

- ◆ 本事業の協力者を都道府県が指定する際には、経済的理由により修学困難な生徒であることを理由として授業料減免を受けていることがその要件となりますが、専門学校等が「奨学金」という名称で、当該奨学金を給付型の支援として授業料等の納付金に充当することをあらかじめ定めており、給付型奨学金が直接的に授業料に充当されている形態となっている場合には、実質的に授業料減免と同様の支援となるので、「経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。」との要件は満たしていると判断します。ただし、貸与型の奨学金の場合には、対象にならないので御注意ください。
- ◆ 在学中には貸与型の奨学金としての取扱であったが、卒業後、特定の就職先に勤続した場合等に、返還が免除される形式の奨学金も存在します。本事業を実施する上では、協力者として指定を受ける年度に、当該生徒の授業料を専門学校から直接的に減額されている必要がありますので、卒業後に一定の条件のもとで、返還が免除される奨学金を受けていたとしても、支援金の受給の要件を満たしているとは判断できませんので、御注意ください。
- ◆ 支援金は、専門学校においては 25 万円、高等専修学校においては 10 万円を上限とします。

## 2. 協力者の募集【都道府県→専門学校等→生徒】

協力者の募集は、都道府県から専門学校等を通じ、上記「1.」により授業料減免を受けた生徒に対して実施します。

なお、協力者募集の対象となる専門学校等については、文部科学省（及び都道府県）が定める要件を満たしていることが必要です。

[要件]

- ア 私立の専修学校専門課程（専門学校）または高等課程（高等専修学校）であること。 ※ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校を除く)
- イ 専門学校の場合は職業人材の育成を目的としていることを学則等で定めている学校（又は学科・課程・コース）であること。ただし、職業人材を目指すことを目的とした専門学校であっても、協力者が在籍する学科・課程・コー

スで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該学科・課程・コースについては対象とならない。

- ウ 原則として専門学校等が経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により授業料減免を受ける生徒を決定していること（協力者となる生徒は、当該規程に基づき授業料減免を受けている必要がある。）。新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免は、規程を定めていなくとも、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること。
- エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校等が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、原則として当該専門学校等の web ページにより、公表していること（いずれも、事業実施年度を含めた過去5年間分。事業実施年度の支援総額について、申請時に未確定の場合は記載不要。経済的支援を令和5年度から新たに実施する場合や、実施している期間が5年に満たないなどの場合には、経済的支援の概要、予算額及び支援総額については、実施期間分の情報を公開すること。）。
- オ 経費の適切な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校の web ページにより、公表していること。
- カ 学校教育法に規定された学校評価（自己評価）を実施し、その結果を、原則として当該専門学校等の web ページにより、公表していること（自己評価については、生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に実施され公表している必要がある。そのため、事業実施年度に新設される専門学校等は対象外となる。）

※上記のほか、都道府県において要件を定める場合には、記載してください。

### 3. 生徒による支援金の申請書類提出【生徒→専門学校等→都道府県】

都道府県からの支援金受給を希望する生徒は、専門学校等を通じて都道府県に対して申請書を提出することになるので、専門学校等は自校の生徒に係る申請書等（対象となる生徒のうち文部科学省（又は都道府県）が定める要件を満たしていることを証明する書類を含む）を取りまとめの上、都道府県に提出してください。

この際、要件を満たしていることを証明する書類については、申請者である生徒が、その時点で最新のものを取得し、専門学校等を通じて都道府県に対して提出することが望ましいですが、専門学校等が実施する授業料減免の対象者を判断する際に取得した書類（例えば、前年度の課税証明書など）がある場合には、仮に、都道府県への申請時点で最新の書類を取得できるとしても、専門学校等が授業料減免を実施する際に判断材料とした書類を添付することで差し支えありません。

〔申請時に必要となる書類〕

- ・ 専門学校の授業料減免制度に関する資料
- ・ 専門学校が実施した授業料減免の対象者の選考結果
- ・ 協力者に対する授業料減免の決定通知書
- ・ 協力者の世帯（又は協力者）がコロナウイルス感染症による家計急変であると学校が認めた根拠となる書類
- ・ 授業料等支援金受給申請一覧（「別添2」参照）
- ・ 授業料等支援金受給申請書（「別添3」参照）
- ・ その他、都道府県が必要とする書類

※申請一覧及び申請書以外の書類については原本ではなく写しの提出で可。

※提出書類については例示です。適宜、受託先の都道府県において内容を修正してください。

#### 4. 都道府県による審査・協力者決定【都道府県】

#### 5. 協力者決定の通知【都道府県→専門学校等→協力者】

都道府県が受領した申請書等を審査の上、申請した生徒を協力者として決定した場合には、専門学校等に協力者決定の通知が届くため、当該決定通知書を申請した生徒に通知してください。

#### 6. 協力者の年次目標及び委任状（写し）の提出【協力者→専門学校→都道府県】

協力者決定の通知を受け取った協力者は、当該年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業など、あらかじめ目標を定め、都道府県に報告する必要があります。このため、専門学校等は自校の協力者全員の年次目標を取りまとめの上、都道府県に提出してください。（当該目標設定については、必要に応じて担当教員と相談の上作成してください。）

また、下記「7.」に記載のとおり、協力者に支給される支援金は専門学校等による代理受領となるため、代理受領のための委任状（別途様式あり）を協力者から専門学校等に対して提出させ、その写しを都道府県に提出してください（生徒からの支援金受給申請時に併せて都道府県に対して提出しても差し支えありませんが、仮に協力者として決定されなかった場合には、委任状を本人に返還するなど適切に対応してください。）。

#### 7. 支援金の受給【都道府県→専門学校等（協力者）】

都道府県から協力者に支給される支援金は、その用途を協力者の授業料に限定するため、専門学校等による代理受領とします。その際、専門学校等は都道府県から受領する支援金を当該協力者の「授業料」として経理することを原則とし、専門学校等が当該協力者に対して有する授業料の債権の弁済に充てることにより、協力者

が支払うべき授業料を直接減額させるようにしてください。

専門学校等による支援金の受領が授業料の支払期限に間に合わない場合も想定されますが、専門学校等においては、可能な限り、当該協力者の授業料に係る支援金相当額の支払期限を猶予することや、分納を認めることなどにより、経済的理由により修学困難な協力者の負担を軽減するよう、御協力をお願いします。

仮に、授業料は前年度の3月末日までに支払わなければならないことが定められているなどの事情があり、専門学校等が支援金を代理受領する際に、協力者の授業料債務がすでに弁済されている場合には、都道府県から支援金を受領した後、すでに協力者から受け取っている授業料のうち、支援金相当額を協力者に対して返金することにより対応するようにしてください。当該返金を金融機関の個人口座へ振込する場合には、当該振込に係る振込手数料を減額した分を返金して差し支えありませんが、当該返金に係る振込手数料を金融機関に支払った際の証跡書類の提出が必要になるので、準備するようにしてください。

## 8. 協力者に対する各種アンケートに係る協力等

協力者に対しては、上記「6.」に記載の年次目標の提出、及び文部科学省（又は都道府県）が実施する各種アンケート調査への協力をお願いしますこととなります。アンケート項目及び調査票については、別途、送付することとなりますが、アンケート調査は記名式で実施すること、家計所得などの個人的な状況もアンケート調査の項目に入ること、本事業を文部科学省が実施している期間に継続してアンケート調査（追跡調査）があること、についてもあらかじめ生徒に説明し、了解を得た上で申請するように生徒に十分周知をしていただくようお願いします。

支援金の効果を測定する上では、経済的に修学困難な生徒のうち支援金を受給した者と、それ以外の者とのデータ比較し、支援の有無という観点の比較分析を実施することも重要です。このため、別途、協力校に在籍する協力者以外の生徒に対するアンケート調査の実施を依頼させていただきますので協力校におかれては、本事業の効果検証のための調査に積極的な御協力をお願いします。

## 9. 都道府県に対する証跡書類の提出

専門学校等が代理受領した支援金を適正に処理したことを証明する書類を都道府県に提出する必要があります（提出時期は各都道府県が別に通知します。）。協力者が専門学校等から授業料を減免されていることについては、申請時の書類で判断できるため、ここでは、支援金が実際に協力者の授業料に充てられたかを判断するために必要となる書類を例示します。

〔証跡書類の例〕

- ・協力者への授業料請求書（専門学校等による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載されているもの）
- ・専門学校等が発行する授業料領収書や協力者が授業料を振り込んだ際の振込代金領収書（専門学校による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載さ

れているもの。他の納付金と併せて支払う場合など、授業料のみの金額が表示されない場合には、金額の内訳が記載された書類や金額の根拠となる資料を添付してください〔様式自由〕)

※ 各専門学校等において、授業料請求書や授業料領収書について既存の様式がない場合については、お手数をおかけいたしますが本事業の証跡書類として新たに作成をお願いします（上記のとおり専門学校等による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載されているものとしてください）。

（専門学校等が協力者から既納の授業料を返金する場合）

- ・ 協力者に返金した際に協力者が支援金相当額を受領したことを証明する書類（例：受領書、領収書など）
- ・ 専門学校等から協力者への振り込みを証明する書類（例：振込明細書など。専門学校等による授業料減免等と同時に振り込んだ場合など、振込金額が支援金額と異なる場合には、金額の内訳が記載された書類や金額の根拠となる資料を添付してください。）

※このほか、支援金を協力者の授業料に充当したことを証明することができる書類がある場合には、その書類も併せて都道府県に提出してください。

また、厚生労働省が実施する「専門実践教育訓練給付金」を受給する予定がある（又は、現に受給している）生徒が協力者になる場合には、生徒が教育訓練給付金を受給するために、協力者の住居所を所轄するのハローワークに対して提出する書類のうち、専門学校等（指定教育訓練実施者）が生徒に対して発行する書類（例：「教育訓練給付（第101条の2の7第2号関係）受講証明書」、「専門実践教育訓練修了証明書」、「領収書」、「返還金明細書」）に、都道府県からの支援金の受給額（又は受給申請（予定）額）及び専門学校等が実施した授業料減免額を必ず明記してください。

なお、本委託事業の協力校で、かつ、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練の対象となる専門学校等（指定教育訓練実施者）のリストを、厚生労働省を通じて全国のハローワークに提供する予定なので、当該専門学校等に在籍する生徒が「専門実践教育訓練給付金」の受給申請をした場合には、当該生徒の住居所を所轄するハローワークから専門学校等に対して本委託事業における協力者であるか否かの照会があり得ることを、あらかじめ御承知おきください。

## 10. 協力者の年次目標に対する自己評価の作成・都道府県への報告

上記「6.」において協力者が作成し都道府県に提出した年次目標について、協力者が自己評価（必要に応じて、教員等による評価を入れることも可能）を実施する。この評価結果については、都道府県に報告する必要があるため、専門学校等は自校の協力者全員の年次目標及びその評価が記載された書類を取りまとめの上、都道府県に提出してください。

## 1 1. 協力者の休学・退学等の取扱いについて

協力者の休学・退学等の理由により、専門学校等が授業料を返納する場合には、協力者の授業料に充てるために都道府県から代理受領した支援金は、協力者が専門学校等を通じて全額都道府県に返還してください。ただし、専門学校等から協力者に対して返納する額が支援金額に満たない場合には、返納額を上限として返還すれば結構です。

なお、専門学校等が既納の授業料を生徒に返納しないことを定めている場合には、協力者から都道府県に対しての返還も必要ありません。

例 i : 支援金（20万円）を受給した生徒（協力者）が休学・退学等の理由により、専門学校等から協力者に30万円の授業料が返納される場合には、都道府県は協力者から専門学校を経由して当該返納額のうち20万円を返還してもらう必要があります（協力者に最終的に返納される額は10万円となる）。

例 ii : 支援金（20万円）を受給した生徒（協力者）が休学・退学等の理由により、専門学校等から協力者に10万円の授業料が返納される場合には、都道府県は協力者から専門学校等を経由して当該返納額全額（10万円）を返還してもらう必要があります。（協力者に最終的に返納される額は0円となる）。

## 1 2. その他の留意事項

本事業における支援金を協力者が受給することを理由として、専門学校等が前年度に実施していた授業料減免の減免額を減少させ、本事業における支援金を専門学校等の授業料減免減少分に充てることで、支援金の受給対象となる協力者が負担する授業料の減額分が結果的に前年度と変わらない場合など、支援金が実質的に専門学校等の運営費に充てられていることが判明した場合には、当該専門学校等は対象の専門学校等から除外することとしているので注意してください。